

平成22年6月16日(水曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課一課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第5号

第2回定例会

平成22年6月16日(水曜日)

午前9時55分開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する
条例)
- 〃 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改
正する条例)
- 〃 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一
部
を改正する条例)
- 〃 4 議第38号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第39号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第40号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- 〃 7 議第41号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第42号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第43号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第44号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一
部
改正について
- 〃 11 議第45号 市道路線の廃止について
- 〃 12 議第46号 市道路線の変更について
- 〃 13 議第47号 市道路線の認定について
- 〃 14 議第48号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結
に
ついて
- 〃 15 請願第3号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意
見書の提出に関する請願
- 〃 16 請願第4号 口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書提出に関する請願
- 〃 17 請願第5号 主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書提出に
関
する請願
- 〃 18 陳情第2号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情

- “ 19 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務常任委員長報告
 - (2) 厚生経済常任委員長報告
 - (3) 建設文教常任委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - “ 20 質疑、討論、採決
 - “ 21 議会案第5号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書の提出について
 - “ 22 議会案第6号 口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書の提出について
 - “ 23 議会案第7号 主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書の提出
について
 - “ 24 議案説明
 - “ 25 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第5号、議会案第6号、議会案第7号の3案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第21、議会案第5号から日程第23、議会案第7号までの3案件を一括上程し、日程第24で議案説明を省略し、日程第25で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、承認第1号から、日程第18、陳情第2号までの18案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第19、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号の7案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「たばこ税の引き上げの内容について」の問いがあり、当局より「これまでの1,000本当たり3,298円が4,618円に引き上げとなり、40%の増となります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第1号は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第2号は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第41号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第42号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第3号、議第39号、請願第4号、請願第5号、陳情第2号の5案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「非自発的失業者に該当する条件、減額になる期間、国民健康保険会計への影響はどうか」との問いがあり、当局より「非自発的失業者は離職の翌日から翌年度末までの雇用保険の特定受給資格者で、期間はその退職の年から2年間になる。国民健康保険税の減額に対しては特別調整交付金で補てんになる」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第3号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「対象者の予想人数は何名なのか」との問いがあり、当局より「5月末現在で申請された方は33名です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「危機管理を万全にするだけでなく国を挙げて取り組む必要性から願意妥当である」との意見がありました。

ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されたので、意見書案について質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第5号主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「政府は備蓄米の買い上げを考えていない状況で、山形県内でデビューするつや姫の新米価格も下落が心配されることから願意妥当である」との意見がありました。

ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号が採択されましたので、意見書案について質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、陳情第2号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑・意見等の内容を申し上げます。

委員より「山形県内でも公費助成している自治体がふえてきている。再度熟考し、継続審査としてはいかがか」との要求がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、まず、継続審査について諮ったところ多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上で厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田 孝建設文教常任委員長 登壇〕

松田 孝建設文教常任委員長 おはようございます。

建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は議第45号、議第46号、議第47号、議第48号及び請願第3号の5案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、変更、及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号市道路線の廃止について、議第46号市道路線の変更について及び議第47号市道路線の認定については関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第45号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第46号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号については、委員より「市道認定基準の要綱が整備されたが、その要件を満たしているかの審査が必要であり、今回のように一括で39路線の中で1路線が課題ありとなった場合、すべて承認されないことも予想される。よって、問題箇所がないよう、行政として要件をきちっと満たした上で議会に上程するように」との意見がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、議第47号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第48号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第3号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑・意見等を求めましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申しあげます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会をいたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第38号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第38号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、散会いたしました。

次に、本日午前9時30分より委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと再開をいたしました。

議第38号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第20、これより、質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 委員長報告では、質疑もなく原案を可決すべきものというふうな報告でありましたが、当局の提案も含めて、があったというふうに思いますので、2点お尋ねをしたいと思います。

一つは、11日の議案に対する質疑の中で、「知る権利を保障する」を、「知る権利を尊重し」に変えることによって、法的に請求者の知る権利に差が生じるのではないかと、後退するのではないかと、の問題提起をしたわけですが、そのことについてどのように審議されたのか、あるいは当局がどのように説明されたのか。問題ないというふうに判断されるに至った根拠をお聞かせいただきたいというのが一つです。

二つ目には、このことについて当局の説明の際に、顧問弁護士も市では抱えているわけでありまして、専門家と相談している旨のことが説明の中で出されたのかどうか。

この2点お尋ねをいたします。

高橋勝文議長 佐藤委員長。

佐藤 毅総務常任委員長 審査の経過と結果については、先ほど報告いたしましたけれども、条文の中で保障と尊重の違いについて当局の説明があったかなかったかと、こういうことでありましたけれども、条文そのまま審議になりましたので、別段説明はありませんでした。

それから、もう一つの質問でありますけれども、質疑は、意見もありませんでした。

以上です。

高橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

私は議事機関としての議会の役割は、論点・争点を明らかにし、その解決策を探ることにあると考えています。

私自身、これまで寒河江市情報公開条例の改正を求めてきた立場から、今回の一部改正案については情報公開請求権を明確にしたことや、請求権者を寒河江市に関係する人から、いわゆる何人にも拡大することなどは大いに評価をするものであります。

しかし、11日の議案に対する質疑の場でも指摘させていただきましたが、今回の改正案の中で現行の「知る権利を保障する」が、「知る権利を尊重」に変更することは、法的な観点から請求者の知る権利を行使する上で、また当局の対応に差が生じるのではないかと、現行条例より後退するのではないかと、委員会審査に当たって一つの論点を提起をさせていただきました。ところが、委員長報告によると、質疑もなく全会一致で原案どおり可決すべきものと決定されたそうであります。

当局は11日の本会議で、「知る権利を保障する」を「知る権利を尊重し」に変更しても当局の対応に差はないと言われていています。ならばなぜ、「保障する」を「尊重する」に改正する必要があるのか理解できません。不思議でなりません。

また、問題提起されているのに、当局は顧問弁護士がいるのにもかかわらず、法律的な解釈など相談されていないのではと思われまます。

国語的には尊重は「重く受けとめること」、保障は「責任を持って一定の地位や状態を守ること」と意味が明確に違います。さらに、情報公開に関する文献によると知る権利を保障させることの重要性が説かれています。駄弁かもしれませんが、日米安全保障条約が日米安全尊重条約などとならないのと同じ性格を有しているものと私は考えます。

したがって、私はこれらの点が明らかにされず後退の心配がある中で賛成することは、議員としての責任を果たしたことになるかと思うので、反対いたします。

さらに、賛成される方々も論点・争点が明らかになっていると思いますので、この点についての見解を明らかにしていただきたいと思います。議事機関としての議会の役割をお互いに果たせることを期待し、同僚議員並びに市民の皆さんの御理解をお願いしまして討論といたします。

高橋勝文議長 石川忠義議員。

〔12番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正する条例に新清・公明クラブを代表して賛成討論をいたします。

寒河江市情報公開条例は平成元年に制定されましたが、その後手数料の改正と個人情報保護条例の制定に伴い一部改正を行いましたが、制定から21年がたち、より一層の公開が求められるようになっております。主な改正点は三つあります。

一つとして、情報公開を請求できる方については現在の市民等と限定せず、市政に関心を持つ方であれば何人も請求することができる大きな改正点であります。

二つとして、公開の実施方法についてこれまでは紙、文書等による公開としておりましたが、パソコン等の普及により電子情報のまま整理保管する情報もあり、磁気または光ディスク等に複写して交付する新たな制定も設けております。

三つとしまして、個人情報の保護の必要性が高まる中、情報公開を行う文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者に意見書を提出する機会を設けるなど、さらなる個人情報を保護する規定を設けたことでもあります。

また、前後しますが、第1条の「知る権利を保障」を、「知る権利を尊重」に改めたことについては、知る権利が狭められるものではなく、ますます情報の公開が拡大され、より一層市政が開かれたものとして市政に対する理解と信頼を深め、市政の発展に寄与するものであります。先ほど、委員長報告にありましたとおり、総務常任委員会におきましても全会一致で可決されたものでありまして、この寒河江市情報公開条例一部改正について賛成討論をするものであります。

高橋勝文議長 以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について厚生経済常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生経済常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程21、議会案第5号から日程第23、議会案第7号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第24、議案説明であります。ただいま議題となっております議会案第5号から議会案第7号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第25、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時45分

高橋勝文議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 鴨 田 俊 廣

会議録署名議員 松 田 孝